

全L協保安28第21号  
平成28年6月20日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

液石法等の運用及び解釈についての一部改正について (お願い)

標記につきまして、平成28年4月21日付け全L協保安28第12号により意見募集について、また、5月9日付けで全L協が提出した意見についてお知らせしたところです。

この度、別添のとおり6月8日付けで経産省より改正・施行について通知及び周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また直接会員におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

今回の改正の中で、全L協等が意見提出した供給設備点検の不在処理(3回不在)は含まれておりません。

なお、意見募集時との変更内容は下記のとおりです。

## 記

### ○意見募集時との変更内容

- ・新旧対照表1ページ下から5行目に「消費設備の調査に係る」という文言を追加
- ・新旧対照表5ページの表中3. 定期供給設備点検の欄に「うち拒否数 戸(戸)」の項目を追加

### ○一部改正について掲載されているホームページ(経産省ホームページ内)

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#280608](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#280608)

以 上

発信手段：Eメール  
保安部：内倉、渡辺、片岡

別添

経済産業省

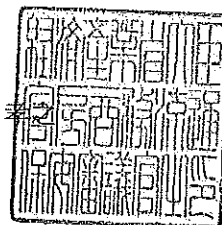
20160524 商局第2号

平成28年6月8日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の  
運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係  
政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改  
正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



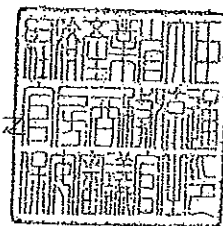
# 経済産業省

20160524 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この規程は、平成28年6月8日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、その所有者又は占有者の承諾を得ることができなときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は当該一般消費者等に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合においては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対して、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。</p> <p>その結果なお点検調査に応じない場合には、当該業務用設備の所在地を管轄する都道府県知事に連絡させ、必要に応じ、当該消費者等に対して、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。</p> <p>(新設)</p>	<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、その所有者又は占有者の承諾を得ることができなときは、この限りでない。」として、いるが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における承諾が得られない場合には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合においては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対して、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。</p> <p>3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができなとき」(以下3.において「調査拒否」という。)の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であったり、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>

改正案	現行
<p>なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。</p>	
4. (略)	3. (略)

改正案

第36条 (供給設備の点検の方法) 関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第18条第9号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

さらに、「充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上) 」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条 (消費設備の調査の方法) 関係

1. 第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。

2. ～4. (略)

第38条 (周知の方法) 関係

1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を

現行

第36条 (供給設備の点検の方法) 関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。

液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第18条第9号の規定により気密試験を実施し合格した供給設備により直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

「充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上) 」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条 (消費設備の調査の方法) 関係

1. 第1号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。

2. ～4. (略)

第38条 (周知の方法) 関係

(新設)

改正案

開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

2. ～ 5. (略)

現行

1. ～ 4. (略)

改正案

第132条(報告)関係

様式2

株式会社

敬

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
認定番号  
住所

破産宣告の事実の発生及び破産の適用に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 株式会社  
事業所の名称  
事業所の所在地  
株式会社資格者の数

人(うち、株式会社第1号又は第2号に規定する者(生産者)は 人)

破産宣告の事実の発生及び破産の適用に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。  
1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日  
2. 株式会社  
事業所の名称  
事業所の所在地  
株式会社資格者の数

株式会社資格者の区分	株式会社資格者の数		株式会社資格者の数	株式会社資格者の数
	破産宣告の事実の発生及び破産の適用に関する法律施行規則第132条に規定する者(生産者)の数	その他		
1. 供給開始時点後・調査	戸	戸	戸	戸
2. 供給開始時点前・調査	戸	戸	戸	戸
3. 定期報告設備調査	戸	戸	戸	戸
4. 定期報告設備調査	戸	戸	戸	戸
5. 調査	戸	戸	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸	戸	戸

3. 株式会社は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1. 定期報告設備調査の「当該事業年度の株式会社資格者の数を調査した数」の欄における「不在数」には、調査又は作調査のために2回以上訪問したが、不在で調査又は作調査が実施できなかった、調査者の数を記載すること。  
2. 「株式会社資格者の数を調査した数」の欄及び「当該事業年度の株式会社資格者の数を調査した数」の欄における所轄内には、他の破産宣告された生産者から受託した株式会社資格者の数を記載すること。  
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

現行

第132条(報告)関係

様式2

株式会社

敬

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
認定番号  
住所

破産宣告の事実の発生及び破産の適用に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 株式会社  
事業所の名称  
事業所の所在地  
株式会社資格者の数

人

株式会社資格者の区分	株式会社資格者の数	株式会社資格者の数
1. 供給開始時点後・調査	戸	戸
2. 供給開始時点前・調査	戸	戸
3. 定期報告設備調査	戸	戸
4. 定期報告設備調査	戸	戸
5. 調査	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3. 株式会社は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。